

1. 趣 旨

この事業は、母子家庭、父子家庭及び寡婦が、修学等の自立を促進するために必要な事由や疾病等の事由により、生活援助が必要な場合又は生活環境等の激変により、日常生活を営むのに支障が生じている場合に、家庭生活支援員を派遣し、生活の安定を図ることを目的としています。

2. 派遣対象家庭

次のいずれにも該当する方が対象となります。

- 札幌市内に居住していること
- 20歳未満の児童を扶養しているひとり親家庭の親又は寡婦

3. 生活援助の内容

- (1) 食事の世話 (2) 日常的な住居の掃除
(3) 身の回りの世話 (4) 生活必需品の買物 (5) 医療機関等との連絡
(6) 乳幼児の保育(生後8週に満たない児童及び病児・病後児を除く) (7) 児童の生活指導 (8) その他必要な用務

※詳細についてはお問い合わせください。

※インフルエンザや新型コロナウイルス、結核等、感染症の場合は援助を行うことができません。

※利用者及び利用者と同居する者が不在の場合は援助を行うことができません。

※他に生活援助が受けられる場合には対象外になります。

4. 派遣時間

- (1) 年間・月間の利用上限は以下のとおりです。

① 一時的利用 *上限：月20時間かつ年60時間

技能習得のための通学、就職活動等自立促進に必要な事由、疾病、出産、看護、事故、災害、冠婚葬祭、失踪、残業、転勤、出張、学校等の公的行事の参加等社会通念上必要と認められる事由により一時的に援助が必要な場合

② 生活激変による利用 *上限：月30時間かつ年80時間

ひとり親家庭となって間がない場合等、生活環境等が激変し、日常生活を営むのに特に大きな支障がある場合

③ 定期的利用 *上限：月20時間かつ年100時間

乳幼児又は小学生を養育している方で、就業上の理由により帰宅時間が遅くなる場合等（所定内労働時間の就業を除く）
定期的に援助が必要な場合

※乳幼児又は小学生を養育している方が残業で保育園等への送迎を希望する場合、この事業の対象とはなりません。札幌市ひとり親家庭支援センター指定管理者である札幌市母子寡婦福祉連合会が実施する生活支援サービス（有料）を15分単位で利用できます（最低30分の利用が必要）。

- (2) 派遣時間は、1回当たり、1時間以上8時間以内で、原則として午前8時～午後10時の範囲とします。

※1日の生活援助が8時間を超える場合、超過分については、札幌市ひとり親家庭支援センター指定管理者である札幌市母子寡婦福祉連合会が実施する生活支援サービス（有料）を15分単位で利用できます（1回30分～）

5. 生活援助の場所

生活援助は、生活援助を受ける方の居宅で行うものとします。

6. 利用方法

■登録等

- (1) 初めてご利用の方は日常生活支援派遣家庭の登録が必要です。登録に必要な書類（裏面参照）を添付の上、登録申請してください。詳しくはお問い合わせください。
- (2) 継続利用する方は、利用する年度の最初の利用申請時にひとり親家庭等の確認書類を、また、利用する時期に応じて区分確認のための書類を提出してください（裏面参照）。

(3) 登録内容に変更があった場合（住所、氏名、勤務先、所得の変更等）は、必ずご連絡ください。

【提出書類】

- ・ひとり親家庭等の確認書類

確認書類
戸籍謄本または抄本
ひとり親家庭等医療費受給者証
遺族基礎年金受給者証
児童扶養手当証書
その他ひとり親家庭等を証明可能な書類

■派遣申請

- (1) 「ひとり親家庭等日常生活支援派遣申請書」様式7に記入し、派遣当日、支援員へ提出して下さい。
- (2) 生活援助の内容は具体的に申し出てください（依頼以外の支援は行えません）
- (3) 必ず当日の緊急連絡先を、生活支援員又は当会にお知らせ下さい。
- (4) 申請時間内には必ず帰宅してください。緊急の場合に必ず当会か時間外連絡先に連絡して下さい。
- (5) 生活援助が終了しましたら、支援員が持参した「ひとり親家庭等日常生活支援派遣実績報告書」様式9に証明をして下さい。
(自署の場合は押印を省略することができます。)

※上記のことが守られない場合、次回からの派遣をお断りすることがありますので留意願います。

7. 利用者負担額

家庭生活支援員の派遣にかかる費用は無料となります。

※家庭生活支援員の派遣以外に発生する費用（飲食物・被服当の購入、交通機関の利用にかかる費用等）はご負担頂きます。

=

【問合せ先・派遣申請先】
事業受託者
公益社団法人 札幌市母子寡婦福祉連合会
札幌市中央区大通西19丁目 札幌市社会福祉総合センター内
月～金曜
9:00～17:00 ☎ 011-631-3270 FAX 011-643-5904
平日時間外、土・日曜、祝日
6:30～9:00／17:00～21:00 ☎ 090-9511-3270
※時間厳守をお願い致します。指定時間外は受付できません。